⑤　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３、その３の２又はその３の３のいずれか）の写し
⑥　建設共同企業体協定書の写し（申請者が経常建設共同企業体の場合）
⑦　共同企業体等調書（申請者が経常建設共同企業体又は官公需適格組合で総合点数の特例扱いを希望する場合）
⑧　委任状（行政書士等による代理申請をする場合に限る。）
⑨　受付票
⑩　封筒(会社名及びその所在地を明記し、返信用切手を貼付したもの)

イ　１の⑵に係るもの
①　業態調書
②　営業所一覧表
③　測量等実績調書
④　技術者経歴書
⑤　登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）の写し
⑥　登録証明書等の写し
⑦　財務諸表類
⑧　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３、その３の２又はその３の３のいずれか）の写し
⑨　委任状（行政書士等による代理申請をする場合に限る。）
⑩　受付票
⑪　封筒（会社名又は個人名及びその所在地を明記し、返信用切手を貼付したもの。）

建設コンサルタント、地質調査又は補償コンサルタントについては、現況報告書の写しを提出すれば②、④、⑤及び⑦の書類を省略することができる。

⑶　申請書類の提出場所　〒100―8924 東京都千代田区永田町１―10―１　国立国会図書館総務部会計課調達係　電話03―3581―0714

⑷　申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し又は添付すること。

イ　添付書類の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４　競争に参加することができない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当する者

⑵　予決令第71条第１項各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過していない者

５　競争参加者の資格及びその審査

衆議院議長の所掌に係る契約事務取扱規程（平成14年６月27日議長決定）により行う。

６　資格審査結果の通知

資格審査の結果は書面により通知（郵送）する。

７　資格の有効期間

平成22年４月１日から平成24年３月31日までとする。なお、上記２のなお書により随時申請した場合は、資格を付与されたときから平成24年３月31日までとする。

８　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

〒100―8924 東京都千代田区永田町１―10―１　国立国会図書館総務部管理課庶務係　電話03―3506―3323

競争参加者の資格に関する公示

平成22・23・24年度において別記１に掲げる各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

また、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に申請書を提出すれば、その資格は別記２に掲げる競争参加地域のうち、希望する地域（複数選択可）ごとに所在する別記１に掲げる各省各庁の全調達機関において有効な統一資格となるものです。

平成22年１月８日

衆議院庶務部会計課長
参議院庶務部会計課長
国立国会図書館総務部会計課長
最高裁判所事務総局経理局長
会計検査院事務総長官房会計課長
内閣府大臣官房会計課長
総務省大臣官房会計課長
法務省大臣官房会計課長
外務省大臣官房会計課長
財務省大臣官房会計課長
文部科学省大臣官房会計課長
厚生労働省大臣官房会計課長
農林水産省大臣官房経理課長
経済産業省大臣官房会計課長
国土交通省大臣官房会計課長
環境省大臣官房会計課長
防衛省経理装備局会計課長

◎調達機関番号　001、002、003、004、005、006、007、008、009、010、011、012、013、014、015、016、017、018、019、020、021

◎所在地番号　13

１　資格の種類及び調達する物品等の種類

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は次のとおりとする。

⑴　物品の製造

①衣服・その他繊維製品類②ゴム・皮革・プラスチック製品類③窯業・土石製品類④非鉄金属・金属製品類⑤フォーム印刷⑥その他印刷類⑦図書類⑧電子出版物類⑨紙・紙加工品類⑩車両類⑪その他輸送・搬送機械器具類⑫船舶類⑬燃料類⑭家具・什器類⑮一般・産業用機器類⑯電気・通信用機器類⑰電子計算機類⑱精密機器類⑲医療用機器類⑳事務用機器類㉑その他機器類㉒医薬品・医療用品類㉓事務用品類㉔土木・建設・建築材料㉕警察用装備品類㉖防衛用装備品類㉗その他

⑵　物品の販売

①衣服・その他繊維製品類②ゴム・皮革・プラスチック製品類③窯業・土石製品類④非鉄金属・金属製品類⑤フォーム印刷⑥その他印刷類⑦図書類⑧電子出版物類⑨紙・紙加工品類⑩車両類⑪その他輸送・搬送機械器具類⑫船舶類⑬燃料類⑭家具・什器類⑮一般・産業用機器類⑯電気・通信用機器類⑰電子計算機類⑱精密機器類⑲医療用機器類⑳事務用機器類㉑その他機器類㉒医薬品・医療用品類㉓事務用品類㉔土木・建設・建築材料㉕警察用装備品類㉖防衛用装備品類㉗その他

⑶　役務の提供等

①広告・宣伝②写真・製図③調査・研究④情報処理⑤翻訳・通訳・速記⑥ソフトウェア開発⑦会場等の借り上げ⑧賃貸借⑨建物管理等各種保守管理⑩運送⑪車両整備⑫船舶整備⑬電子出版⑭防衛用装備品類の整備⑮その他

⑷　物品の買受け

①立木竹（ただし、国有林野事業特別会計で行う林産物の買受けを除く。）②その他

２　資格審査の受付期間

平成22・23・24年度の資格審査の受付は、平成22年１月12日から平成22年１月31日までの間とする（この期間を定期審査期間とする）。なお、上記期間後も随時申請の受付を行うが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

３　競争参加資格の申請

⑴　インターネットの場合

ア　申請書の提出方法

別記３に掲げるインターネットホームページにアクセスし、必要事項を入力の上、次の添付書類を送信すること。受付完了後、送信先の受付機関から申請受理通知メールが送信される。

㋐　登記事項証明書（法人の場合）
㋑　財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）
㋒　営業経歴書
㋓　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（電子納税証明書を含む。）（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３）

A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）
B　法人税（法人の場合）
C　所得税（個人の場合）

また、公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする（内容が鮮明であれば写しでも可）。

なお、添付書類は、申請書提出後に送信される申請内容確認のメールに記載された受付機関あて郵送（書留郵便）等することもできる。

⑵　持参又は郵送等の場合

ア　申請書の入手方法

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）」（以下「申請書」という。）は、別記３に掲げるインターネットホームページにアクセスし、申請書を出力する。また、競争参加資格を得ようとする者は、別表に掲げる申請場所において、無料で申請書を入手することもできる。

なお、上記の方法以外で入手した申請書での申請は不可とする。